

議案第139号

常総市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月25日 提出

提出者 議会運営委員長 倉持 守

提案理由

本案は、議員への費用弁償については、厳しい財政状況その他社会情勢の変化を勘案し、議会改革の一環として議員が招集に応じ、会議または委員会に出席したときに支給される費用弁償を廃止するのが妥当と判断したため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

常総市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和34年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

○常総市議会議員の議員報酬等に関する条例

昭和 34 年 6 月 8 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬，費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議会の議長，副議長及び議員の議員報酬は，別表のとおりとする。

2 前項の議員報酬は，毎月 21 日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）），日曜日又は土曜日に当たるときは，その日前においてその日に最も近い休日，日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

第 3 条 議長及び副議長にはその選挙された日から，議員にはその職に就いた日から，それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長，副議長及び議員が任期満了，辞職，除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで，死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。ただし，いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

第 4 条 前条の規定により議員報酬を支給する場合において，月の初日から支給するとき以外のとき，又は月の末日まで支給するとき以外のときは，その議員報酬の額は，その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第 5 条 議長，副議長及び議員が公務のため旅行したときは，その旅行につき費用弁償として別表に掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額を支給する。

~~2 議長，副議長及び議員が本会議，常任委員会，議会運営委員会若しくは特別委員会又は地方自治法第 100 条第 12 項の協議又は調整を行うための場に出席した場合は，費用弁償として日額 2,000 円を支給する。~~

~~3.2~~ 前 2 項前項に定めるもののほか，費用弁償の支給については，常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。ただし，常総市職員の旅費に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 13 号）第 16 条ただし書の規定については，この限りでない。

(期末手当)

第 6 条 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びにその支給条件、支給方法及び支給期日については、常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 15 号）の適用を受ける常勤の特別職の例による。ただし、支給制限及び一時差止めに関する規定については、この限りでない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和 49 年度に限り、第 6 条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 32 号）の施行の日（昭和 49 年 5 月 2 日）に在職する者に対して、昭和 49 年 5 月 2 日に期末手当を支給する。

3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において受けるべき報酬の月額に 100 分の 30 を乗じて得た額に、昭和 49 年 3 月 2 日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて一定の割合を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する在職期間の算定については、常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定によるものとする。

5 平成 18 年 7 月から平成 19 年 4 月までの間における別表の規定の適用については、同表中「460,000 円」とあるのは「435,000 円」と、「425,000 円」とあるのは「400,000 円」と、「400,000 円」とあるのは「380,000 円」とする。

6 前項の規定にかかわらず、同項の期間における旧石下町議会議員（石下町の編入の直前に石下町議会の議員であった者で石下町の編入に伴い引き続き常総市議会議員となったものをいう。以下同じ。）の報酬月額は、300,000 円とする。ただし、旧石下町議会議員が石下町の編入後の常総市議会において議長又は副議長に選任されたときは、この限りでない。

7 旧石下町議会議員の期末手当に係る在職期間については、平成 17 年 12 月 2 日以後石下町議会議員であった期間を常総市議会議員であった期間とみなして第 6 条の規定を適用する。

中略

附 則（平成 27 年条例第 22 号）

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条，第 4 条関係）

区分	議員報酬月額	旅費の額 (相当する職)
議長	460,000円	常勤の特別職
副議長	425,000円	
議員	400,000円	